

内閣府青年国際交流事業

日本・中国 青年親善交流事業



日本・中国青年親善交流事業は、昭和53年に日中平和友好条約が締結されたことを記念して、昭和54年度から開始されたもので、本年度は36回目にあたります。

日本及び中国の青年が相互に相手国の各地を訪問し、青年の交流・産業・文化・教育等の諸施設の訪問等、各種の活動を行うことにより、両国青年相互の理解と友好の増進を図ることを目的とするもので、日本政府と中国政府の共同事業として実施しています。

日本代表青年募集!!

応募締切日

2014年8月11日(月)

派遣期間：2014年10月14日～10月25日

※事前研修・直前研修・帰国後研修の各研修を併せて実施しており、これらすべてへの参加が必須となります。
※事業参加希望者は必要申請書類等を内閣府HPからダウンロードし、下記担当宛に御応募ください。

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室青年国際交流担当

TEL:03-3581-2196
(平日 9:30～18:15)

※7月22日(火)以降の連絡先は、以下のとおりです。
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1

〒100-8970
東京都千代田区霞が関3-1-1
※上記連絡先は庁舎移転のため7月18日(金)までとなります。



内閣府 青年国際交流

検索

派遣プログラム

25人の日本青年を12日間中国へ派遣します。

現地では、

- 日本文化の紹介、スポーツ等を通じた中国の青年等との交流
- 産業、文化、教育、社会福祉等の諸事情の研究、関連施設の訪問等を行います。

※ プログラムの内容については、今後追加又は変更することがあります。

事業内容／応募資格

実施期間	事前研修	平成26年9月12日(金)～9月15日(月) [4日間]
	出発前研修	平成26年10月12日(日)～10月13日(月) [2日間]
	事業期間	平成26年10月14日(火)～10月25日(土) [12日間]
	帰国後研修	平成26年10月26日(日) [1日間]
募集人員	25人	
資格要件等	国籍	日本国籍を有すること
	年齢 (平成26年4月1日時点)	18歳以上30歳以下 (昭和58年4月2日～平成8年4月1日生)
	事後活動	帰国後も事後活動組織に入会し、国際交流活動、青少年活動等の社会活動を活発に行うことができる者
	語学力など	特になし (ただし、中国語で簡単な日常会話ができることが望ましい)
	その他	内閣府の青年国際交流事業に参加したことのある方及び今年度事業に応募したことのある方は応募できません
経費	参加費※	9万円程度 (内訳)国際航空券の一部、研修費用の一部など
	事後活動組織 入会金	3万円
応募窓口	内閣府青年国際交流担当	
応募締切	平成26年8月11日(月)必着	

応募から事業参加までの流れ

応募

参加申込書、健康診断書、作文を内閣府青年国際交流担当へ提出して下さい。

応募締切：8月11日(月)必着

選考

参加青年は、書類選考後、内閣府(東京)における選考試験を経て決定します。

選考試験：8月23日(土)予定

事業参加

帰国後の活動

事業に参加した後は、日本青年国際交流機構(内閣府の青年国際交流事業に参加した青年等が自主的に組織している事後活動組織)に入会して、そのネットワークをいかしながら様々な形で活動することが基本となります。

※詳しい事業内容や応募書類、応募方法の詳細については、内閣府HPをご確認下さい。

(<http://www.cao.go.jp/koryu>)

※ その他、選考にかかる費用や事前研修参加時の上京・帰郷旅費、予防接種料なども参加青年本人の負担となります。金額は概算であり、事業終了後精算いたします。